

令和8年度弘前市りんご放任園解消対策事業に関する奨励金及び補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 市は、りんご放任園から発生するりんご黒星病等のまん延防止を奨励し、もって当市の基幹産業である農業の健全な発展に資するため、放任園の解消を目的とする放任園の状況調査及び当該放任園を所有する者（以下「園主等」という。）との交渉（以下総称して「調査等」という。）を行う農業協同組合、地域の団体、地域計画において地域の農業を担う者として位置付けられ、又は位置付けられることが確実であると市長が認める認定農業者等及び市長が認める団体（以下「団体等」という。）に対し、令和8年度の予算の範囲内において弘前市りんご放任園解消対策事業奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付について必要な事項は、この要綱の定めるところによる。

2 市は、前項に規定する奨励金の交付目的の達成に向けて、より一層その取組を推進するため、調査等に係る放任園において、解消を行った団体等に対し、令和8年度の予算の範囲内において弘前市りんご放任園解消対策事業費補助金（第2条第4号イを除き、以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域の団体 3戸以上の農業者で組織する団体で、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営に関する規約等が定められているものをいう。
- (2) 地域計画 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第19条第1項の地域計画であつて、市が定めるものをいう。
- (3) 認定農業者等 認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、基盤強化法第6条第1項の基本構想において市が示す目標所得水準を達成している農業者及び市長が認める者をいい、放任園の所有者を除く。
- (4) 放任園 次に掲げる要件を全て満たす園地をいう（ア及びイを除く。）。
 - ア 弘前市農業委員会が作成する農地台帳（農地法（昭和27年法律第229号）第52条の2第1項の農地台帳をいう。）に放任園として登録されている市内の園地であること。
 - イ 放任園に関する他の補助金、交付金等の交付の対象とならない園地であること（市長が特別の理由があると認めた場合を除く。）。
 - ウ 補助事業者（個人に限る。）及びその3親等以内の親族が所有する園地以外の園地であること。
- (5) 解消 放任樹の伐採（当該伐採に伴う抜根、排根、整地、撤去等を含む。）をいう。
- (6) 補助事業者 調査等及び解消を行う団体等をいう。
- (7) 放任樹 放任園に存する果樹をいう。

(奨励金の交付)

第3条 奨励金は、調査等を行う団体等に対して交付するものとする。ただし、調査等に係る放任園において、解消を行う事業（以下「補助事業」という。）を実施しない場合はこの限りではない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業

者が補助事業を実施するために必要な経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 人件費（補助事業者（個人以外のものに限る。）の構成員への報酬を含む。）
- (2) 機械器具借上費（消費税等を除く。）
- (3) 燃料費（消費税等を除く。）
- (4) 業務委託料（消費税等を除く。）
（奨励金及び補助金の額等）

第5条 奨励金の額は、一補助事業につき15,000円とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計額又は次に掲げる方法により算出した額のいずれか少ない額とする。

(1) 解消を行った放任樹の本数が当該解消を行った放任園の面積10アール当たり23本以上の場合 解消を行った放任園の面積10アール当たり117,512円として算出して得た額（当該算出して得た額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）

(2) 解消を行った放任樹の本数が当該解消を行った放任園の面積10アール当たり23本未満の場合 解消を行った放任樹の本数に5,108円を乗じて得た額

3 令和8年度において既に奨励金の交付を受けている補助事業者にあつては、当該交付の対象となった放任園の園主等に関わる新たな調査等については、奨励金を交付しないものとする。

（交付申請）

第6条 奨励金交付申請書及び規則第3条の補助金等交付申請書は、令和8年度弘前市りんご放任園解消対策事業奨励金・事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 園主等の補助事業に係る承諾書及び身分を証明する書類並びに交渉記録
- (4) 放任園の状況写真
- (5) 組織及び運営に関する規約等の写し（個人以外のもので申請する場合に限る。）

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

（補助金交付の条件）

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

(1) 次に掲げる場合に該当するときは、あらかじめ令和8年度弘前市りんご放任園解消対策事業費補助金事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出して、その承認を受けること。

ア 補助事業を実施する放任園を変更する場合

イ 補助事業に要する経費の30パーセントを超える増減をする場合

ウ 補助金額の増額をする場合

(2) 補助事業を行うために業務の委託、物品の購入等をする場合は、市内業者（市内に本店を有するものに限る。以下同じ。）に発注するものとする。

(3) 前号の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、市内業者に発注しないことができる。この場合において、補助事業者は、あらかじめ市長に理由書（様式第5号）を提出しなければならない。

(4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和8年度弘前市りんご放任園解消対策事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出して、その承認を受けること。

(5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(交付の決定)

第8条 奨励金交付決定通知書及び規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和8年度弘前市りんご放任園解消対策事業奨励金・事業費補助金交付決定通知書（様式第7号）とする。

(補助金の変更交付決定)

第9条 市長は、第7条第1号の規定による申請を承認するときは、令和8年度弘前市りんご放任園解消対策事業費補助金変更交付決定通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

2 前項の規定は、奨励金の交付の申請の取下げについて準用する。この場合において、「規則第7条第1項の規定による申請」とあるのは「申請」と、「補助金」とあるのは「奨励金」と読み替えるものとする。

(実績報告)

第11条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、令和8年度弘前市りんご放任園解消対策事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第9号）とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第10号）
- (2) 収支決算書（様式第11号）
- (3) 領収書、受領書等支払を証明するものの写し
- (4) 解消が完了した放任園の状況が確認できる写真

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（第7条第4号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は令和9年3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、令和8年度弘前市りんご放任園解消対策事業費補助金交付額確定通知書（様式第12号）とする。

(奨励金の交付決定の取消し)

第13条 市長は、団体等が調査等において不適切な行為をした場合又は補助金を他の用途に使用し、若しくは補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件、法令若しくは市長の指示に違反した場合は、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(奨励金及び補助金の請求等)

第14条 奨励金及び補助金の請求は、令和8年度弘前市りんご放任園解消対策事業奨励金・事業費補助金請求書（様式第13号）を市長に提出して行うものとする。

2 奨励金及び補助金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振込により交付する。

3 奨励金及び補助金は、概算払により交付することができる。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

令和 年 月 日

弘前市長 様

郵便番号
所在地
申請者 団体名
代表者名
電話番号

令和8年度弘前市りんご放任園解消対策事業奨励金・事業費補助金交付申請書

令和8年度において実施するりんご放任園解消対策事業について、奨励金及び補助金の交付を受けたいので、弘前市補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする奨励金及び補助金の額

奨励金額 _____ 円

補助金額 _____ 円 合計 _____ 円

2 補助金の額の算定根拠

3 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 園主等の承諾書及び身分を証明する書類並びに交渉記録
- (4) 放任園の状況写真
- (5) 組織及び運営に関する規約等の写し（個人以外のものが申請する場合に限る。）

4 同意書

申請内容の審査のために、市が、地域計画、放任園に関する他の補助金・交付金等の交付、農地台帳等に係る個人情報（法人等情報を含む。）及び農地に関する情報を取得し、利用し、及び関係先に提供することについて同意します。

氏名 _____

備考

- 1 申請者が個人の場合は、その住所及び氏名を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、申請者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。
- 3 上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。

担当及び提出先：農林部りんご課
電話：0172-40-7105

事業計画書

1 事業の名称

令和8年度弘前市りんご放任園解消対策事業

2 事業の概要（対象園地、実施計画）

対象園地

園地所在地	面積（a）	放任樹の本数（本）
合計		

実施計画

区分	予定年月日	適要

3 事業の遂行により予想される成果（過去において同様の補助金の交付を受けたことがある場合は、当該補助金に係る補助事業により生じた成果も併せて記載すること。）

4 その他

備考 用紙が不足する項目は、別紙としてください。

収支予算書

1 収入 (単位：円)

科 目	本年度予算額	摘 要
市補助金		
計		

2 支出 (単位：円)

科 目	本年度予算額	摘 要
人件費		
機械器具借上費		
燃料費		
業務委託料		
消費税額等		
計		

備考

- 1 摘要欄には、本年度予算額の積算の基礎を記入してください。
- 2 支出のうち、市補助金の補助対象経費を計上している科目については、当該補助対象経費の名称、金額等を摘要欄に記載（又は別紙を添付）し、その内容が分かるようにしてください。

令和 年 月 日

弘前市長 様

郵便番号
所在地
補助事業者 団体名
代表者名
電話番号

令和8年度弘前市りんご放任園解消対策事業費補助金事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け弘り収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業の経費の配分（内容）を変更したいので、令和8年度弘前市りんご放任園解消対策事業に関する奨励金及び補助金交付要綱第7条第1号の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称

令和8年度弘前市りんご放任園解消対策事業

2 補助金の交付決定額 _____ 円

3 既に交付を受けた補助金の額 _____ 円

4 補助事業の経費の配分（内容）を変更する理由

5 補助事業の経費の配分（内容）の変更の内容

備考

- 1 補助事業者が個人の場合は、その住所及び氏名を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、補助事業者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。
- 3 経費の配分を変更する場合は、収支予算書（様式第3号）に準じて作成し、上段に変更後の額を朱書きし、下段に変更前の額を記載してください。

担当及び提出先：農林部りんご課
電話：0172-40-7105

令和 年 月 日

弘前市長 様

補助事業者 郵便番号
所在地
団体名
代表者名
電話番号

理由書

令和 年 月 日付け弘前市第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業を行うに当たり、業務の委託、物品の購入等を市内業者に発注しないこととしたいので、令和8年度弘前市りんご放任園解消対策事業に関する奨励金及び補助金交付要綱第7条第3号の規定により、下記のとおり申し出ます。

記

補助事業の名称	令和8年度弘前市りんご放任園解消対策事業
業務の委託、物品の購入等の内容	
業者名	
業者住所	
委託の額、購入額等	
理由	

備考

- 1 補助事業者が個人の場合は、その住所及び氏名を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、補助事業者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

担当及び提出先：農林部りんご課
電話：0172-40-7105

弘前市長 様

郵便番号
所在地
補助事業者 団体名
代表者名
電話番号

令和8年度弘前市りんご放任園解消対策事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け弘り収第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業を中止（廃止）したいので、令和8年度弘前市りんご放任園解消対策事業に関する奨励金及び補助金交付要綱第7条第4号の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称

令和8年度弘前市りんご放任園解消対策事業

2 補助金の交付決定額 _____ 円

3 既に交付を受けた補助金の額 _____ 円

4 補助事業を中止（廃止）する理由

5 補助事業の中止の期間（廃止の時期）

備考

- 1 補助事業者が個人の場合は、その住所及び氏名を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、補助事業者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

担当及び提出先：農林部りんご課
電話：0172-40-7105

弘り収第 号
令和 年 月 日

様

弘前市長

印

令和8年度弘前市りんご放任園解消対策事業奨励金・事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記奨励金・補助金については、令和8年度弘前市りんご放任園解消対策事業に関する奨励金及び補助金交付要綱及び弘前市補助金等交付規則第4条第1項の規定に基づき交付することに決定したので、同規則第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 奨励金及び補助金の対象となる事業の目的及び内容並びにその事業に要する経費の配分は、令和 年 月 日付けによる奨励金・補助金交付申請書及び添付書類に記載のとおりとする。

2 奨励金及び補助金の額

奨励金額 _____ 円

補助金額 _____ 円 合計 _____ 円

3 補助金交付の条件

(1) 次に掲げる場合に該当するときは、あらかじめ令和8年度弘前市りんご放任園解消対策事業費補助金事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出して、その承認を受けること。

ア 補助事業を実施する放任園を変更する場合

イ 補助事業に要する経費の30パーセントを超える増減をする場合

ウ 補助金額の増額をする場合

(2) 補助事業を行うために業務の委託、物品の購入等をする場合は、市内業者（市内に本店を有するものに限る。以下同じ。）に発注するものとする。

(3) 前号の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、市内業者に発注しないことができる。この場合において、補助事業者は、あらかじめ市長に理由書（様式第5号）を提出しなければならない。

(4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和8年度弘前市りんご放任園解消対策事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出して、その承認を受けること。

(5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

4 その他

(1) 補助事業者は、令和8年度弘前市りんご放任園解消対策事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第9号）に必要書類を添付して、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに市長に提出してください。

(2) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を整備し、令和14年3月31日まで保管してください。

担当：農林部りんご課

電話：0172-40-7105

弘り収第 号
令和 年 月 日

様

弘前市長

印

令和8年度弘前市りんご放任園解消対策事業費補助金変更交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、弘前市補助金等交付規則第8条第1項の規定に基づき交付することに決定したので、同規則第8条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 補助金の対象となる事業の目的及び内容並びにその事業に要する経費の配分は、令和 年 月 日付けによる補助金変更承認申請書及び添付書類に記載のとおりとする。
- 2 補助金の変更承認決定額 _____ 円
- 3 交付の条件
 - (1) 次に掲げる場合に該当するときは、あらかじめ令和8年度弘前市りんご放任園解消対策事業費補助金事業変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出して、その承認を受けること。
 - ア 補助事業を実施する放任園を変更する場合
 - イ 補助事業に要する経費の30パーセントを超える増減をする場合
 - ウ 補助金額の増額をする場合
 - (2) 補助事業を行うために業務の委託、物品の購入等をする場合は、市内業者（市内に本店を有するものに限る。以下同じ。）に発注するものとする。
 - (3) 前号の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、市内業者に発注しないことができる。この場合において、補助事業者は、あらかじめ市長に理由書（様式第5号）を提出しなければならない。
 - (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和8年度弘前市りんご放任園解消対策事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出して、その承認を受けること。
 - (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- 4 その他
 - (1) 補助事業者は、令和8年度弘前市りんご放任園解消対策事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第9号）に必要書類を添付して、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに市長に提出してください。
 - (2) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を整備し、令和14年3月31日まで保管してください。

担当：農林部りんご課

電話：0172-40-7105

令和 年 月 日

弘前市長 様

郵便番号
所在地
補助事業者 団体名
代表者名
電話番号

令和8年度弘前市りんご放任園解消対策事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書

令和 年 月 日付け弘前市 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた下記補助事業が完了（を廃止）したので、弘前市補助金等交付規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

令和8年度弘前市りんご放任園解消対策事業

2 奨励金及び補助金の交付決定額

奨励金額 _____ 円

補助金額 _____ 円 合計 _____ 円

3 既に交付を受けた補助金の額 _____ 円

4 添付書類

- (1) 事業実績書（様式第10号）
- (2) 収支決算書（様式第11号）
- (3) 領収証、受領証等支払を証明するものの写し
- (4) 解消が完了した放任園の状況が確認できる写真

備考

- 1 補助事業者が個人の場合は、その住所及び氏名を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、補助事業者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。
- 3 上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。

担当及び提出先：農林部りんご課
電話：0172-40-7105

事業実績書

1 事業の名称

令和8年度弘前市りんご放任園解消対策事業

2 事業遂行の概要（対象園地、実施結果）

対象園地

園地所在地	面積（a）	放任樹の本数（本）
合計		

実施結果

区分	実施年月日	適要

4 その他

様式第 1 1 号（第 1 1 条第 2 項関係）

収支決算書

1 収 入 (単位：円)

科 目	本年度収入額	本年度予算額	増 減 額	摘 要
市補助金				
計				

2 支 出 (単位：円)

科 目	本年度支出額	本年度予算額	増 減 額	摘 要
人件費				
機械器具借上費				
燃料費				
業務委託料				
消費税額等				
計				

備考

- 1 摘要欄には、本年度収入額及び本年度支出額の積算の内訳を記入してください。
- 2 支出のうち、市補助金の補助対象経費を計上している科目については、当該補助対象経費の名称、金額等を摘要欄に記載（又は別紙を添付）し、その内容が分かるようにしてください。

弘り収第 号
令和 年 月 日

様

弘前市長

印

令和 8 年度弘前市りんご放任園解消対策事業費補助金交付額確定通知書

標記補助金については、令和 年 月 日付け実績報告等に基づき下記のとおり額を確定したので、弘前市補助金等交付規則第 1 3 条の規定により通知します。

記

交付決定額	確定額 (a)	交付済額 (b)	差額 (a) - (b)
(1) 奨励金 円	(1) 奨励金 円	(1) 奨励金 円	(1) 奨励金 円
(2) 補助金 円	(2) 補助金 円	(2) 補助金 円	(2) 補助金 円
(3) 合計 円	(3) 合計 円	(3) 合計 円	(3) 合計 円

備考

- 1 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の費用の収支の内容を証する書類並びに補助事業の実績を証する書類を整備し、令和 1 4 年 3 月 3 1 日まで保管してください。
- 2 後日、市長は上記 2 に記載する書類等の提出を求め、又は検査をすることがあります。この提出若しくは検査を拒んだり、又は書類等を提出できないなどにより、補助事業の実施状況及び収支決算の状況を確認できない場合は、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

担当：農林部りんご課
電話：0 1 7 2—4 0—7 1 0 5

令和 年 月 日

弘前市長 様

所在地
補助事業者 団体名
代表者名 印

令和8年度弘前市りんご放任園解消対策事業奨励金・事業費補助金請求書

令和 年 月 日付け引り収第 号をもって補助金の交付額確定の通知を受けた下記補助金について、弘前市会計規則第54条第1項及び令和8年度弘前市りんご放任園解消対策事業に関する奨励金及び補助金交付要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

奨励金額 _____ 円

補助金額 _____ 円 合計 _____ 円

2 奨励金及び補助金の名称

令和8年度弘前市りんご放任園解消対策事業奨励金
令和8年度弘前市りんご放任園解消対策事業費補助金

3 交付確定額及び補助金の交付確定額

奨励金額 _____ 円

補助金額 _____ 円 合計 _____ 円

4 振込口座

別紙のとおり

備考

- 1 補助事業者が個人の場合は、その住所及び氏名を記載してください。
- 2 振込口座を会計管理者へ届けていない場合は、口座振替依頼書（債権者用）を併せて提出してください。

担当及び提出先：農林部りんご課
電話：0172-40-7105